|           | 事業者の氏名又は名称及び代表者名                          | 事業者の所在地                   | 営業所の名称 | 営業所の所在地                  | 行政処分等の内容            | 主な違反の条項  | 違反行為の概要  | 事業者 点数 | 営業所<br>点数 |
|-----------|---|---------------------------|--------|--------------------------|---------------------|--|--|--------|-----------|
| 令和5年8月8日  | 大バス太平タクシー株式会社(法人番号1120001156159)代表者名蔵謙吾   | 大阪府守口市金田町4丁<br>目7番10号     | 本社     | 大阪府守口市金田町4丁目7番10号        | 輸送施設の使用停止(10日<br>車) | 道路運送法第27条第3項   | 令和5年5月18日、公安委員会からの通報を端緒<br>として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅<br>客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に<br>対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土<br>交通省告示第1676号。)による運転者に対する指<br>導監督義務違反。(旅客自動車運送事業運輸規<br>則第38条第1項)   | :      | 1         |
| 令和5年8月17日 | 新京和タクシー株式会社(法人番号<br>7130001010499)代表者隠岐公史 | 京都府京都市南区吉祥院<br>蒔絵町23      | 本社     | 京都府京都市南区吉祥院蒔絵町23         | 警告                  | 道路運送法第27条第3項   | 公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が、過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。」による運転者に対する指導監督義務違反。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | C      | 0         |
| 令和5年8月17日 | 株式会社文化興産(法人番号<br>1140002025591)代表者枝松七郎    | 兵庫県神戸市兵庫区兵庫<br>町2丁目1番28号  | 本社営業所  | 兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番<br>28号 | 警告                  | 道路運送法第27条第3項   | 公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反行為)が、過去1年以内に3件に達じた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  |        | 0         |
| 令和5年8月23日 | 有限会社富士(法人番号<br>5150002008402)代表者大城元一朗)    | 奈良県磯城郡田原本町大<br>字阪手491番地の3 | 本店     | 奈良県磯城郡田原本町187番地1号        | 輸送施設の使用停止(115日車)    | 道路運送法(以下「法」)第<br>15条第1項、法第15条第4<br>項、法第23条第3項、法第<br>27条第3項 | 令和4年12月9日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画の事後変更届出違反[主持条第1項)、(2)事業計画の事後変更届出違反[主たる事務所の名称・位業所の名称)(法第15条第4項)、(3)事業計画の事後変更届出違反[三業所の位置《営業区域内等との事との事との事との事と、(3)、(3)、(3)、(3)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4)、(4 | Ī      | 12        |